

米軍嘉手納基地所属のF-15イーグル戦闘機の風防（アクリル製）落下事故に対する意見書

平成26年3月4日午前10時ごろ、嘉手納基地所属のF-15イーグル戦闘機が嘉手納基地を離陸後、沖縄本島北西約130キロの東シナ海上空で訓練飛行中、操縦席を覆う風防（アクリル製）が外れ、海上に落下する事故が発生した。落下した風防（アクリル製）は、重量が113キロから163キロあり、万が一住民居住地域に落下していれば、大惨事を引き起こす危険性があり、村民はもとより県民に与えた不安と恐怖は計り知れないものがある。

同機はこれまでにも米空軍嘉手納基地への配備以来、9回も墜落事故を起こしており、またしても村民や県民に大きな衝撃を与えた。

F-15イーグル戦闘機は、構造的欠陥と製造からすでに30年余が経過しており、その老朽化が指摘されながら、整備点検・安全管理体制の問題も十分説明されていない。このような安全確保が出来ない状況下で、F-15イーグル戦闘機が演習や訓練を最優先し、またしてもこのような重大な事故を起こしたことは断じて容認できない。

これまで事故発生のたびに、原因究明と公表、再発防止策の徹底を訴えてきたが一向に改善されないまま事故が繰り返されており、今回の風防（アクリル製）落下事故においても原因が究明されない中で、飛行訓練を実施する行為は正に県民を愚弄するものである。

よって、読谷村議会は村民の生命、財産、安全と平穏な生活を守る立場から、米軍及び関係当局に厳重に抗議するとともに、下記事項について速やかに実現するよう強く要求する。

記

1. F-15イーグル戦闘機の風防（アクリル製）落下事故の原因を究明し、再発防止策を公表すること。
2. F-15イーグル戦闘機部隊は米空軍嘉手納基地から撤退すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年3月27日

沖縄県読谷村議会

宛て先

内閣総理大臣、外務大臣、防衛大臣、外務省特命全権大使（沖縄担当）
沖縄防衛局長

米軍嘉手納基地所属のF-15イーグル戦闘機の風防（アクリル製）落下事故に対する抗議決議

平成26年3月4日午前10時ごろ、嘉手納基地所属のF-15イーグル戦闘機が嘉手納基地を離陸後、沖縄本島北西約130キロの東シナ海上空で訓練飛行中、操縦席を覆う風防（アクリル製）が外れ、海上に落下する事故が発生した。落下した風防（アクリル製）は、重量が113キロから163キロあり、万が一住民居住地域に落下していれば、大惨事を引き起こす危険性があり、村民はもとより県民に与えた不安と恐怖は計り知れないものがある。

同機はこれまでにも米空軍嘉手納基地への配備以来、9回も墜落事故を起こしており、またしても村民や県民に大きな衝撃を与えた。

F-15イーグル戦闘機は、構造的欠陥と製造からすでに30年余が経過しており、その老朽化が指摘されながら、整備点検・安全管理体制の問題も十分説明されていない。このような安全確保が出来ない状況下で、F-15イーグル戦闘機が演習や訓練を最優先し、またしてもこのような重大な事故を起こしたことは断じて容認できない。

これまで事故発生のたびに、原因究明と公表、再発防止策の徹底を訴えてきたが一向に改善されないまま事故が繰り返されており、今回の風防（アクリル製）落下事故においても原因が究明されない中で、飛行訓練を実施する行為は正に県民を愚弄するものである。

よって、読谷村議会は村民の生命、財産、安全と平穏な生活を守る立場から、米軍及び関係当局に厳重に抗議するとともに、下記事項について速やかに実現するよう強く要求する。

記

1. F-15イーグル戦闘機の風防（アクリル製）落下事故の原因を究明し、再発防止策を公表すること。
2. F-15イーグル戦闘機部隊は米空軍嘉手納基地から撤退すること。

以上、決議する。

平成26年3月27日

沖縄県読谷村議会

宛て先

駐日米国大使、在日米軍司令官、在沖米四軍沖縄地域調整官、在沖米国総領事、嘉手納基地第18航空団司令官